# 駒澤大学利益相反委員会規程

（平成21年4月1日
制　　定）

（設置及び目的）

第1条　駒澤大学（以下「本学」という。）は、公的外部資金により研究を行う専任教員（以下「研究者」という。）が行う当該研究に関し、利益関係が想定される企業等との関わりについて調査・検討し、適切に管理することを目的として、本学に利益相反委員会（以下「委員会」という。）を置く。

（利益相反の定義）

第2条　この規程における利益相反とは、「厚生労働科学研究における利益相反（Conflict of Interest：COI）の管理に関する指針」（平成20年3月31日科発第0331001号厚生科学課長決定）に準拠し、外部との経済的な利益関係等によって、公的研究で必要とされる公正かつ適正な判断が損なわれる、又は損なわれるのではないかと第三者から懸念が表明されかねない事態をいう。

（構成）

第3条　委員会は、次の各号に掲げる者をもって構成する。

⑴　副学長

⑵　事務局長

⑶　人文科学分野の教員1人

⑷　社会科学分野の教員1人

⑸　自然科学分野の教員1人

⑹　医学、医療分野の教員1人

⑺　専門知識を有する学外の委員1人

2　第1項の委員は、各学部等教授会の了承を得て、学長が委嘱する。

3　委員長は副学長とし、副委員長は事務局長とする。ただし、委員長に事故があるときは、副委員長がその職務を代行する。

4　委員会は、必要に応じて、参考人として学内外の専門家等の出席を求めることができる。

5　委員会に幹事若干名を置く。

（任務）

第4条　委員会は、次の各号を行う。

⑴　利益相反の防止のための施策の策定

⑵　第8条及び第9条に定める審査

⑶　その他、利益相反に関し必要な事項

（任期）

第５条　第３条第１項第１号及び第２号の委員の任期は、役職在任期間とする。

2　第３条第１項第３号、第４号、第５号、第６号及び第７号の委員の任期は、２年とする。ただし、再任を妨げない。

3　前項の委員に欠員が生じたときは、その都度補充する。この場合における委員の任期は、前任者の残任期間とする。

（運営）

第６条　委員会は、学長の要請に基づき、委員長が招集する。

2　委員会は、構成員の過半数の出席をもって成立する。

3　委員会の意思決定は、出席委員の過半数の同意による。ただし、審査の判定方法は第８条に定める。

（研究者の責務）

第７条　研究者は、公的外部資金による研究の開始にあたって、研究実施計画及び当該研究に係る経済的な利益関係について学長に報告しなければならない。

2　研究者は、当該研究の研究分担者に、この規程を遵守するよう求めなければならない。

（審査）

第８条　委員会は、学長の審査要請に基づき、特定の研究実施計画及び当該研究の経済的な利益関係について、利益相反の管理の措置を含めて、その内容を審査し判定する。

2　審査の判定は、出席委員全員の合意を原則とする。

3　全員の合意が得られないときは、出席委員の３分の２以上をもって決し、少数意見を審査記録に記載する。

4　委員が、審査対象の研究の研究者の場合は、その審査に参加できない。

5　研究者は、委員会の求めに応じて出席し、申請内容等を説明し、また、意見を述べることができる。

6　委員長は、審査終了後、速やかにその判定を文書にて、学長に報告し、承認を受けなければならない。

7　学長は、審査結果を研究者に通知するものとし、必要に応じ関係機関に報告するものとする。

8　学長は、審査記録を、研究終了後５年間保存しなければならない。

（異議申し立て）

第９条　研究者は、委員会の審査結果に不服がある場合は、学長に異議申し立て、再度審査を要請することができる。

2　学長は、前項の異議申し立てがあった場合は、委員会へ再度審査を依頼する。委員会は、再度審査を行い、審査結果を学長に報告するものとする。

3　学長は、総合的に判断して最終決定し、研究者に通知するものとする。

（利益相反アドバイザー）
第 10 条　委員会は、専任教職員からの相談に応じるアドバイザーを選任することができる。
2　アドバイザーは、利益相反に専門知識を有する専任教職員の中の複数人とする。
3　アドバイザーの任期は、2 年とする。ただし、再任を妨げない。

（公開）
第 11 条　この規程、委員会の構成及び議事の内容は、個人情報を除き、原則として公開するものとする。
2　前項にもかかわらず非公開とする場合は、その理由を開示する。

（守秘義務）
第 12 条　委員は、委員会で知り得た個人情報について、機密を厳守しなければならない。

（事務所管）
第 13 条　委員会の事務所管は、教務部とする。

（細則）
第 14 条　この規程の施行に関し必要な事項は、別に定めることができる。

（改廃）
第 15 条　この規程の改廃は、委員会の議を経て、全学教授会の了承を得なければならない。

附　則
1　この規程は、平成 21 年 4 月 1 日から施行する。
2　この規程施行後、最初に委嘱される第 3 条第 1 項第 3 号から第 7 号までの委員及び第 10 条の利益相反アドバイザーの任期は平成 23 年 3 月 31 日までとする。